

12月定例教育委員会

参考資料

(令和7年12月18日)

議案

- 第21号 みどり賞被表彰者の決定について (教育総務課)・・・1頁
- 第22号 三宅剣龍賞被表彰者の決定について (社会教育・文化財課)・・・5頁
- 第23号 丹波篠山市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則の制定について (子育て企画課)・・・8頁

協議事項

- 第7号 「令和8年度丹波篠山の教育」(素案)について (教育総務課)・・・25頁

報告事項

- 7 学校選択制希望校の申込結果について (教育総務課)・・・27頁
- 8 (仮称)丹波篠山市立城東認定こども園の進捗状況について (子育て企画課)・・・28頁

令和7年度 みどり賞表彰候補者推薦要領

1. 表彰の目的

教育的な見地から考えてよく努力し、成績・功績・貢献・奉仕・社会づくり等で顕著な実績をあげた者を表彰し、本市の教育の推進に資することを目的としています。

2. 表彰の対象

(1) 候補者の資格

- ア) 丹波篠山市内に在住する者で、顕著な実績をあげた者
- イ) 丹波篠山市内に本拠を置く団体で、顕著な実績をあげた団体
- ウ) その他特に表彰に値すると認められる者

※過去に「みどり賞」を受賞した個人や団体は対象となりません。ただし、過去の受賞実績と異なる実績をあげた場合、または学校における団体活動については、この限りではありません。

(2) 推薦基準

前項に規定する「顕著な実績をあげた者」とは、次の実績をあげた者（団体）とします。ただし、成績や活動年数は選考を行う上での目安です。

- ア) 豊かで活力ある地域社会を構築するため、概ね10年以上にわたり奉仕活動等を通じて教育的効果をもたらした者
- イ) 県レベル以上で組織される団体の一員(強化選手等)に選出された者
- ウ) 各種競技団体が設定している全国大会参加標準記録を突破し、全国大会に出場する権利を得た者
- エ) 各種大会及びコンクール大会等において、兵庫県大会で2位以内、近畿大会で4位以内、全国大会で8位以内、またはそれに相当する成績を収めた者
- オ) ひたむきな取組や他の模範となる活動により、地域または学校の教育力向上に大きく寄与したと認められる者【活動年数は不問】

3. 推薦者

- (1) 丹波篠山市内の小学校、中学校及び特別支援学校の長
- (2) 丹波篠山市内の高等学校の長
- (3) 丹波篠山市内の社会教育機関の長
- (4) 丹波篠山市教育委員会事務局の各所属長

4. 推薦方法

「みどり賞表彰候補者調書」(みどり賞表彰要綱別記様式)を丹波篠山市教育委員会へ提出してください。※参考資料があれば、添付してください。

5. 提出期限

令和7年11月14日（金）17時

※該当者がおられない場合につきましても、提出期限までに下記担当者までご連絡ください。よろしくお願いたします。

6. 提出先

〒669-2397 丹波篠山市北新町41番地

丹波篠山市教育委員会事務局 教育総務課（担当：北尾 真理奈・田村 ゆかり）

TEL 079-552-5709 FAX 079-552-8015

7. 選考について

選考委員会により選考を行います。

8. 賞の発表・広報活動

賞の内容については、丹波篠山市広報・ホームページ等を通じ公表します。

※個人情報につきましては、適切に管理し、目的以外には使用しません。

9. 表彰式

期 日 令和8年2月11日（水・祝）午前10時開式（予定）

会 場 丹波篠山市立丹波篠山市民センター

その他 三宅剣龍賞表彰式と同時開催

○みどり賞表彰要綱

平成19年10月17日

教委要綱第3号

(目的)

第1条 この要綱は、教育的な見地から考えてよく努力し、成績、功績、貢献、奉仕、社会づくり等で顕著な実績を上げた者を表彰することにより、本市の教育の推進に資することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者を表彰することができる。

- (1) 丹波篠山市内に在住する者で、顕著な実績をあげた者
- (2) 丹波篠山市内に本拠を置く団体で、顕著な実績をあげた団体
- (3) その他特に表彰に値すると認められる者

2 過去において「みどり賞」を受賞した者は除くこととする。ただし、過去の受賞実績と異なる実績をあげた場合又は学校における団体活動については、この限りでない。

(推薦)

第3条 被表彰候補者の推薦は、次の各号のいずれかに該当する者が行う。

- (1) 市内の小学校、中学校及び特別支援学校の長
- (2) 市内の高等学校の長
- (3) 市内の社会教育機関の長
- (4) 教育委員会事務局の各所属長

2 推薦を行う場合は、みどり賞表彰候補者調書（別記様式）を別に定める期限までに教育総務課へ提出しなければならない。

(選考の方法)

第4条 被表彰者の選考は、第3条第1項に定める者より推薦のあった個人又は団体の中から選考委員会が行う。

(選考委員会)

第5条 選考委員会は、教育長、教育委員1名、学校教育部長及び次長をもって組織する。ただし、学校教育部長又は次長の職が存在しない場合は、相当職にある事務局職員をもって充てることができる。

2 委員長は、教育長をもって充てる。

(委員長の職務及びその代理)

第6条 委員長は、会務を掌理する。

2 委員長に事故があるときは、教育委員がその職務を代理する。

(表彰の期日)

第7条 表彰は、毎年2月11日に行う。ただし、特別の理由により他の期日に表彰することが適当と認められる場合は、この限りでない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年10月15日教委要綱第3号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月22日教委要綱第2号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月25日教委要綱第11号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年1月19日教委要綱第2号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

令和7年度 三宅剣龍賞被表彰候補者推薦要領

1. 表彰の目的

三宅教育文化基金の活用により学術その他文化の高揚に貢献してその功績が顕著な者に、三宅剣龍賞を贈ってこれを表彰することにより、教育文化の向上発展を図ることを目的とします。

2. 表彰の対象

(1) 候補者の資格

ア) 市内の小中学校及び特別支援学校が主催する書写展で特に優秀な成績をおさめた者

イ) 健全な芸術、芸能文化等における活動によりその向上発展に貢献した者又は団体

ウ) その他特に表彰に値すると認められる者及び団体

※過去に「三宅剣龍賞」を受賞した個人や団体は対象となりません。ただし、過去の受賞実績と異なる実績をあげた場合又は団体活動についてはこの限りではありません。

※「健全な芸術、芸能文化等における活動」の中に「読書活動の推進」を含みます。

(2) 推薦基準

前項に規定する「功績が顕著な者」とは、次の実績をあげた者（団体）とします。ただし、成績や活動年数は選考を行う上での目安です。

ア) 「市内、小中学校及び特別支援学校が主催する書写展で特にも優秀な成績をおさめた者」とは、『丹波篠山市教育書道展』において展示された作品の中から最優秀に選ばれた者、小学校（小学部）、中学校（中学部）各1名とします。

イ) 「健全な芸術、芸能文化等における活動によりその向上発展に貢献した者」とは、市内の文化団体を通じて芸術、芸能文化等の向上発展に貢献した者を含み、主導的役職を概ね8年以上務めた者とします。

ウ) 被表彰候補団体の推薦については、表彰すべき特別の事由がある場合のみ、その対象とします。

エ) 被表彰候補者の推薦時期については、原則各団体等からの役職退任後としますが、現職中に表彰すべき特別の事由がある場合はこの限りではありません。

3. 推薦者

(1) 丹波篠山市内の小学校、中学校及び特別支援学校の長

(2) 丹波篠山市内の高等学校の長

(3) 丹波篠山市内の文化協会の長

(4) 丹波篠山市内の社会教育機関の長

(5) 丹波篠山市教育委員会事務局の各所属長

4. 推薦方法

「三宅剣龍賞表彰候補者調書」(三宅剣龍賞表彰要綱別記様式)を丹波篠山市教育委員会へ提出してください。※参考資料があれば、添付してください。

5. 提出期限

令和7年11月14日(金) 17時

※該当者がおられない場合につきましても、提出期限までに下記担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。

6. 提出先

〒669-2397 丹波篠山市北新町41番地

丹波篠山市教育委員会事務局 社会教育・文化財課 (担当:清岡 芳史・植木 友)

TEL 079-552-5792 FAX 079-552-8015

7. 選考について

選考委員会により選考を行います。

8. 賞の発表・広報活動

賞の内容については、丹波篠山市広報・ホームページ等を通じ公表します。

※個人情報につきましては、適切に管理し、目的以外には使用しません。

9. 表彰式

期 日 令和8年2月11日(水・祝) 午前10時開式(予定)

会 場 丹波篠山市立丹波篠山市民センター

その他 みどり賞表彰式と同時開催

○三宅劍龍賞表彰要綱

平成22年10月7日
教委要綱第14号

(目的)

第1条 この要綱は、三宅教育文化基金の活用により学術その他文化の高揚に貢献してその功績が顕著な者に、三宅劍龍賞を贈ってこれを表彰することにより、教育文化の向上発展を図ることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者を表彰することができる。

- (1) 市内の小中学校及び特別支援学校が主催する書写展で特に優秀な成績をおさめた者
 - (2) 健全な芸術、芸能文化等における活動によりその向上発展に貢献した者又は団体
 - (3) その他特に表彰に値すると認められた者
- 2 過去において「三宅劍龍賞」を受賞した者は除くこととする。ただし、過去の受賞実績と異なる成績をあげた場合又は団体活動については、この限りでない。

(被表彰者の推薦)

第3条 被表彰推薦候補者の推薦は、次の各号のいずれかに該当するものを行う。

- (1) 市内の小中学校、中学校、特別支援学校及び高等学校の長
 - (2) 市内の文化協会の長
 - (3) 市内の社会教育機関の長
 - (4) 教育委員会事務局の各所属長
- 2 推薦を行う場合は、三宅劍龍賞表彰候補者調書(別記様式)を別に定める期限までに文化財課へ提出しなければならない。

(選考の方法)

第4条 被表彰者の選考は、第3条第1項各号に定める者より推薦のあった者の中から、選考委員会が行う。

(選考委員会)

第5条 選考委員会は、教育委員1名、教育長、教育部長及び次長をもって組織する。ただし、教育部長又は次長の職が存在しない場合は、相当職にある事務局職員をもって充てることができる。

(表彰の期日)

第6条 表彰は、毎年2月11日に行う。ただし、特別の理由により他の期日に表彰することが適当と認められる場合は、この限りでない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月7日から施行する。

丹波篠山市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則の制定について

同規則では、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）における「認可」事務と「確認」事務について、申請手続き方法や様式等を定めます。

◎主な規定内容

- (1) 認可申請（第2条）、認可・不認可の通知（第5条）
- (2) 確認申請（第3条）、確認の通知（第6条）
- (3) 認可内容の変更、事業の廃止及び休止（第7条）
- (4) 確認内容の変更、辞退（第8条）
- (5) 丹波篠山市子ども・子育て会議への意見聴取（第4条）
- (6) 各様式

認可（児童福祉法第34条の15 第2項）

国・都道府県・市町村以外の民間事業者が、乳児等通園支援事業を行う場合は、市町村の認可が必要です。

市町村は、事業者からの申請に対し、建物の設備の安全性や保育室等の面積、職員の資格や配置、支援の内容など「丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する条例」で定める最低基準を満たしていること、及び児童福祉法に定める基準により審査し、その事業所が乳児等通園支援事業を行っても良いと認め、「認可」します。これにより、事業者は乳児等通園支援事業をスタートすることができます。

確認（子ども子育て支援法第54条の2第1項<令和8年4月1日施行>）

乳児等通園支援事業は令和8年度から乳児等のための支援給付となりますが、乳児等通園支援を行う事業者は、この乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者であることの市町村の確認を受けることができます。

市町村は、事業者からの申請に対し、利用定員や提供時間、給付費や利用料の取扱い、運営規定等、市の条例（条例が制定されるまでは国の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準による）で定める運営に関する基準により審査し、給付費を給付する事業者として適格かどうかを「確認」をします。

この確認は、民間事業者に対してのみでなく、公立の施設に対しても行います。

確認を受けた事業者（＝特定乳児等通園支援事業者）が提供する乳児等通園支援を利用した保護者に対して、市町村は乳児等支援給付費を支給することとなります。（保護者に代わり事業者を支払う法定代理受領も認められています。）

※確認の申請は、本来認可の後に行うものですが、こども家庭庁は、準備行為として、認可の申請と同時に確認の申請書類を受け付けることにより事務の簡略化を想定しているため、丹波篠山市においても、認可の申請時に、確認の申請書類を受け付けることとします。

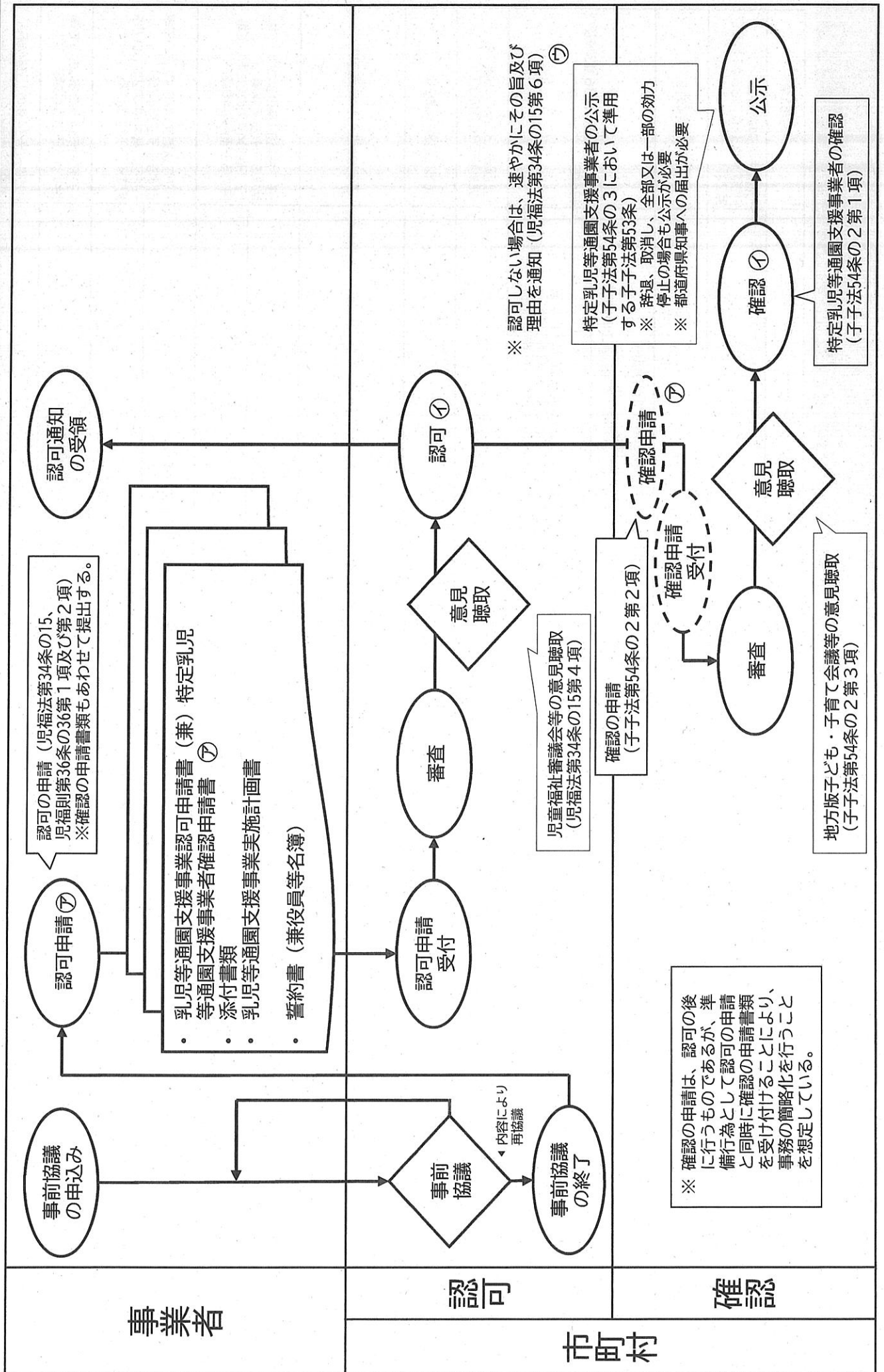
※認可をしようとするとき、及び乳児等通園支援事業所の利用定員を定めるときは、丹波篠山市子ども・子育て会議の意見を聴くものとします。

認可及び確認に関する手続き一覧

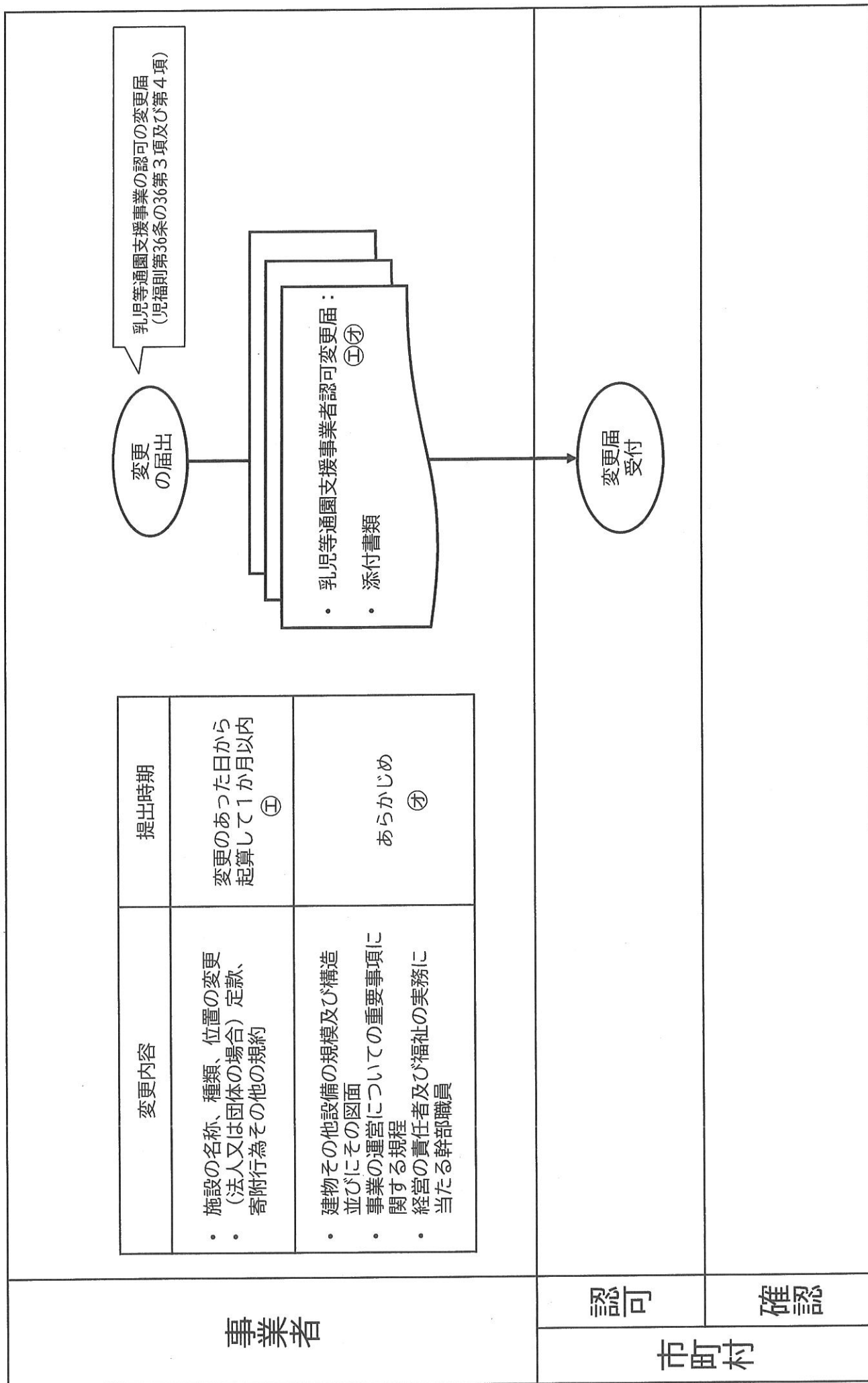
区分	規則条文	手続き	様式	添付書類	提出時期	参照法令	
認可	第2条	認可の申請	様式第1号…⑦	添付書類一覧	-	・児福法第34条の15 ・児福則第36条の36第1項及び第2項	
	第5条	認可・不認可の通知	様式第2号…① 様式第3号…②	-	-	・児福法第34条の15	
	第7条	変更の届出	様式第4号の1…①	添付書類一覧(変更)	変更のあった日から起算して1か月以内 ・施設の名称、種類、位置 ・(法人又は団体の場合)定款、寄附行為その他の規約	・児福則第36条の36第3項及び第4項	
		変更の届出	様式第4号の2…②	添付書類一覧(変更)	あらかじめ ・建物その他設備の規模及び構造並びにその図面 ・事業の運営についての重要事項に関する規程 ・経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員	・児福法第34条の15第7項 ・児福則第36条の37	
	第7条	廃止又は休止の承認の申請	様式第5号…③	-	(3月以上の予告期間を設けて)	・児福法第34条の15	
	第7条	廃止又は休止の承認・不承認の通知	様式第6号…④ 様式第7号…⑤	-	-	-	
	第3条	確認の申請	様式第1号…⑦	添付書類一覧	-	・子法第54条の2第2項	
	第6条	確認の通知	様式第2号…①	-	-	-	
	第8条	変更の申請 (利用定員の増加)	変更の申請 (利用定員の増加)	様式第8号…⑦	添付書類一覧(変更)	あらかじめ	・子法第54条の3において準用する子法第44条 ・子法則第44条の2において準用する子法則第40条
		変更の確認の通知	変更の確認の通知	様式第9号…②	-	-	-
変更の届出 (利用定員の減少)		変更の届出 (利用定員の減少)	様式第10号の1…④	添付書類一覧(変更)	減少の日の3か月前	・子法第54条の3において準用する子法第47条 ・子法則第44条の2において準用する子法則第41条	
変更の届出 (利用定員の変更以外)		変更の届出 (利用定員の変更以外)	様式第10号の2…⑤	添付書類一覧(変更)	10日以内	-	
辞退の届出		辞退の届出	様式第5号…②	-	3月以上の予告期間を設けて	・子法第54条の3において準用する子法第48条	
第4条		子ども子育て会議 (認可・利用定員の決定)	-	-	-	・児福法第34条の15第4項・子法第54条の2	

(児福法・児童福祉法、児福則：児童福祉法施行規則、子法：子ども・子育て支援法、子法則：子ども・子育て支援法施行規則。次ページ以降同じ)

認可及び確認の事務において想定される事務フロー

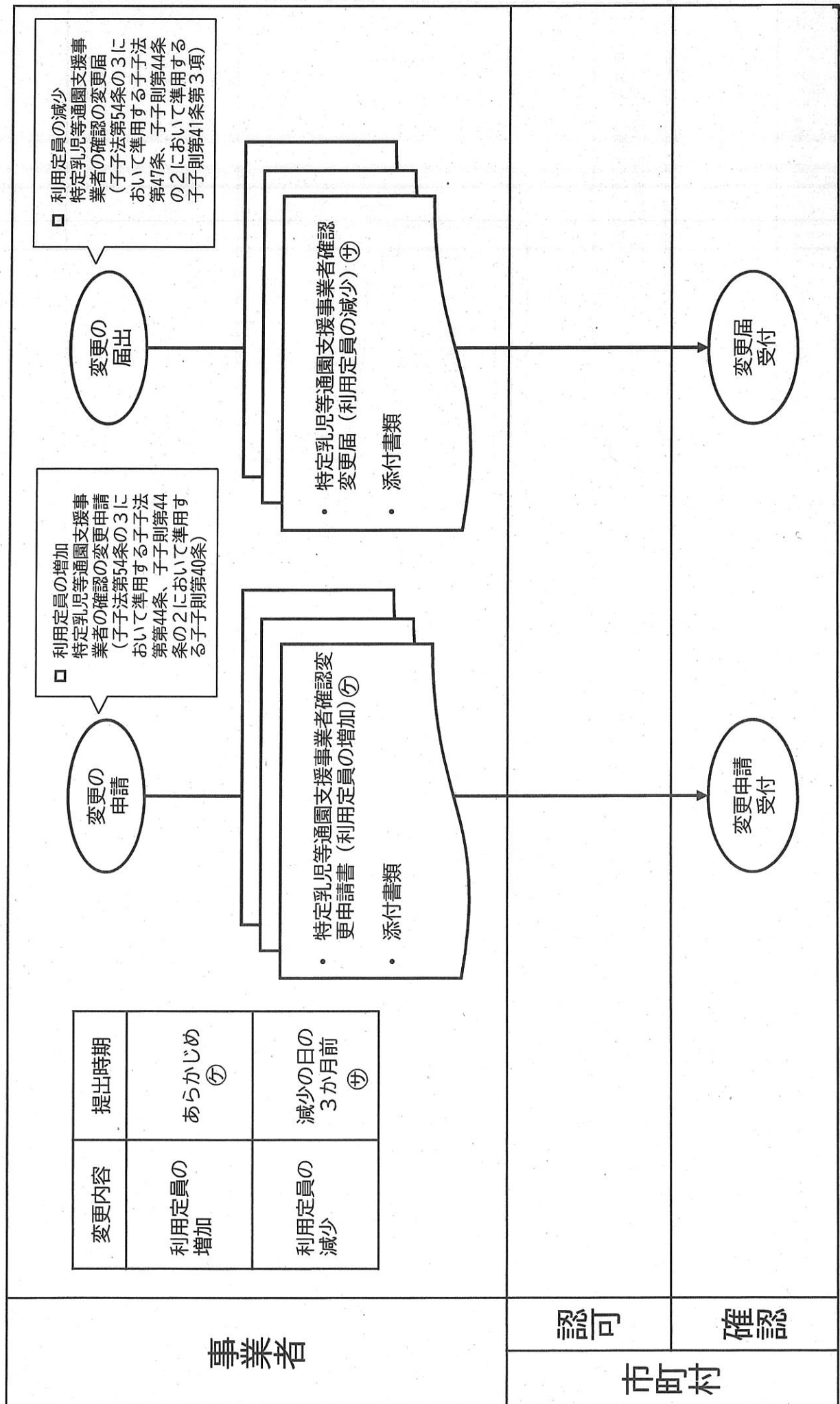


認可の変更の事務において想定される事務フロー



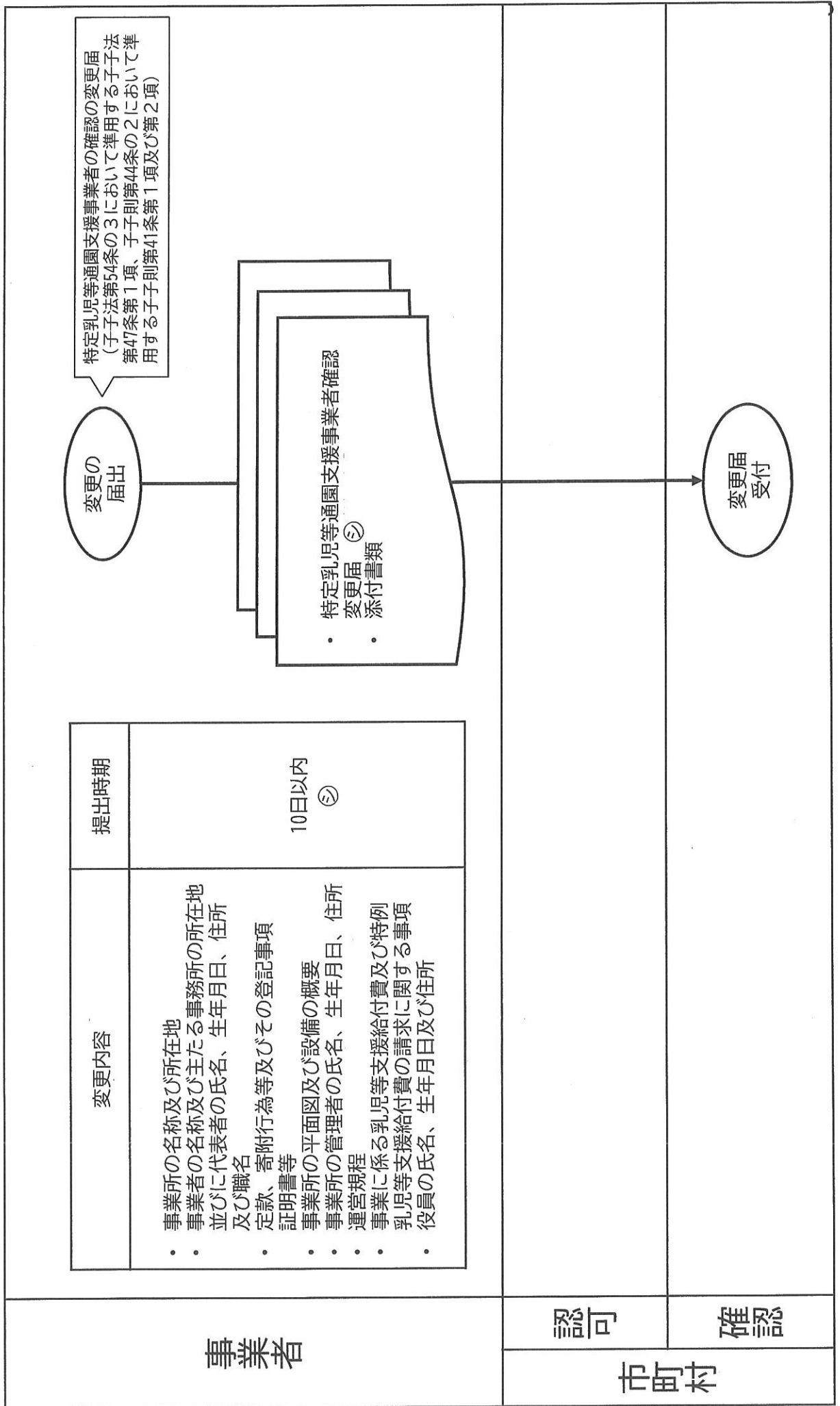
確認の変更の事務において想定される事務フロー

・確認の変更に関する手続き（利用定員の増加又は減少）



確認の変更の事務において想定される事務フロー

・ 確認の変更に関する手続き (利用定員の変更以外)



丹波篠山市乳児等通園支援事業にかかると今後の例規整備等スケジュール

カテゴリ	準備事項	議会	教育委員会
市町村子ども・子育て支援事業計画の変更（又は代用計画）等			
	丹波篠山市子ども子育て会議での検討（2月頃）		
	都道府県との協議・提出		
認可・運営基準（条例+規則）			
認可	条例	12月議会（11/27）	11月定例（11/21）
	①丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 児童福祉法第34条の15 認可基準（主に設備や職員配置の基準）		
	②丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 ＜国基準の一部改正あり…11月14日公布、R8年4月1日施行＞	3月議会上程（2/3） ※例規審（12/25）	1月定例（1/23）
規則等	③認可事務手続きや申請様式等を規定した規則	—	12月定例（12/18）
確認	条例	3月議会上程（2/3） ※例規審（12/25）	1月定例（1/23）
	④丹波篠山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（仮称） 子ども子育て支援法第54条の2 運営基準（主に運営内容に関する基準）…給付事業者として適格か ＜国基準の制定…11月13日公布、R8年4月1日施行、3/31まで経過措置あり＞		
規則等	⑤確認事務手続きや申請様式等を規定した規則	—	12月定例（12/18）
その他	意見聴取	—	—
	子ども子育て会議の意見聴取（2月頃） 認可…児童福祉法第34条の15、確認…子法第54条の2		
認定（規則）			
規則等	⑥給付費の支給認定に関する手続きや申請様式等を規定した規則 子法第30条の15等 ＜→ 広報3月号2/20発行にて利用について周知予定＞ ＜→ 3/1（予定）～申請受付、認定、面談等利用手続きの開始＞	—	1月定例（1/23）
利用料（条例+規則）			
※公立施設で実施の場合	条例	3月議会上程	1月定例（1/23）
	規則	—	1月または2月定例
その他	条例	3月議会上程（2/3） ※例規審（12/25）	1月定例（1/23）
	⑦経過措置条例 利用可能時間について、経過措置を利用する場合は利用可能時間を条例で定める ＜前提となる子法施行規則の改正…11月13日公布、R8年4月1日施行＞		

昭和二十二年法律第百六十四号

児童福祉法

第六条の三

- ② この法律で、乳児等通園支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満三歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

第三十四条の十五 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

- ② 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。
- ③ 市町村長は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合には、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。
- 一 当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うために必要な経済的基礎があること。
 - 二 当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者（その者が法人である場合には、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第三十五条第五項第二号において同じ。）とする。）が社会的信望を有すること。
 - 三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。
 - 四 次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

□ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ニ 申請者が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号及び第三十五条第五項第四号において「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下ホにおいて同じ。）の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの（以下ホにおいて

「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもののうち、当該申請者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人をいう。第三十五条第五項第四号ホにおいて同じ。)が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

ハ 申請者が、第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

ト 申請者が、第三十四条の十七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

チ へに規定する期間内に第七項の規定による事業の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の日前六十日以内に当該申請に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

④ 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

⑤ 市町村長は、第三項に基づく審査の結果、その申請が次条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その事業を行う者が第三項各号に掲げる基準（その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるときは、第二項の認可をするものとする。ただし、市町村長は、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により当該市町村が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。）における特定地域型保育事業所（同法第二十九条第三項第一号に規定する特定地域型保育事業所をいい、事業所内保育事業における同法第四十三条第一項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。以下この項において同じ。）の利用定員の総数（同法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）が、同法第六十一条第一項の規定により当該市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域の特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保

育事業等の開始によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として内閣府令で定める場合に該当すると認めるときは、第二項の認可をしないことができる。

- ⑥ 市町村長は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に関する第二項の申請に係る認可をしないときは、速やかにその旨及び理由を通知しなければならない。
- ⑦ 国、都道府県及び市町村以外の者は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、内閣府令の定めるところにより、市町村長の承認を受けなければならない。

昭和二十三年厚生省令第十一号

児童福祉法施行規則

第三十六条の三十六 法第三十四条の十五第二項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を具し、これを市町村長に申請しなければならない。

- 一 名称、種類及び位置
- 二 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 三 事業の運営についての重要事項に関する規程
- 四 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴
- 五 収支予算書
- 六 事業開始の予定年月日

② 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者の履歴及び資産状況を明らかにする書類
- 二 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行おうとする者が法人である場合にあつては、その法人格を有することを証する書類
- 三 法人又は団体においては定款、寄附行為その他の規約

③ 法第三十四条の十五第二項の認可を受けた者は、第一項第一号又は前項第三号に掲げる事項に変更があつたときは、変更のあつた日から起算して一月以内に、市町村長に届け出なければならない。

④ 法第三十四条の十五第二項の認可を受けた者は、第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員を変更しようとするときは、市町村長にあらかじめ届け出なければならない。

第三十六条の三十七 法第三十四条の十五第七項の規定により、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を廃止又は休止しようとするときは、次の各号に掲げる事項を具し、市町村長の承認を受けなければならない。

- 一 廃止又は休止の理由
- 二 現に保育又は乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第六条の三第二十三項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。）を受けている児童に対する措置

三 廃止しようとする者にあつては廃止の期日及び財産の処分

四 休止しようとする者にあつては休止の予定期間

② 前項の承認の申請を受けた市町村長は、必要な条件を付して承認を与えることができる。

平成二十四年法律第六十五号

子ども・子育て支援法

(特定地域型保育事業者の確認の変更)

第四十四条 特定地域型保育事業者は、利用定員（第二十九条第一項の確認において定められた利用定員をいう。第四十六条第三項第一号を除き、以下この款において同じ。）を増加しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育事業者に係る第二十九条第一項の確認の変更を申請することができる。

(変更の届出等)

第四十七条 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所の名称及び所在地その他内閣府令で定める事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業の利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その利用定員の減少の日の三月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(確認の辞退)

第四十八条 特定地域型保育事業者は、三月以上の予告期間を設けて、当該特定地域型保育事業者に係る第二十九条第一項の確認を辞退することができる。

(特定乳児等通園支援事業者の確認)

第五十四条の二 乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる。

2 前項の確認は、内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所（乳児等通園支援を行う事業所をいう。第五十五条第二項第一号及び第二号並びに第五十六条第一項において同じ。）ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行う。

3 市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(準用)

第五十四条の三 第四十四条から第五十四条までの規定（第四十五条第二項を除く。）

は、前条第一項の確認を受けた者（以下「特定乳児等通園支援事業者」という。）について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

平成二十六年内閣府令第四十四号

子ども・子育て支援法施行規則

(特定地域型保育事業者の確認の変更の申請)

第四十条 法第四十四条の規定に基づき特定地域型保育事業者の確認の変更を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要
- 四 満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分別ごとの利用する小学校就学前子どもの数
- 五 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態
- 六 利用定員を増加しようとする理由

(特定地域型保育事業者の名称等の変更の届出等)

第四十一条 特定地域型保育事業者は、第三十九条第一号、第二号、第四号（当該確認に係る事業に関するものに限る。）、第六号、第八号、第九号、第十四号、第十六号及び第十七号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該特定地域型保育事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。ただし、同条第四号に掲げる事項（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

2 前項の届出であって、特定地域型保育事業者に係る管理者の変更又は役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

3 第三十四条の規定は、法第四十七条第二項の規定により特定地域型保育事業の利用定員の減少をしようとするときについて準用する。この場合において、第三十四条第四号中「法第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）」とあるのは、「満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分」と読み替えるものとする。

1. 「令和8年度丹波篠山の教育」における主な取り組み等

●新規・拡充、主な取り組み等

P4(3) 保育園・幼稚園・こども園の環境整備

- ・(仮称) 城東認定こども園の新築整備を引き続き実施
- ・篠山・たまみず・岡野幼稚園区の3幼稚園を令和9年4月に篠山幼稚園の場所に統合する方向性が決定したため、統合の準備を進めていきます。
- ・にしき保育園の設備改修を実施

P5(1) 子育ていちばんに向けて

- ・第3期丹波篠山市子ども子育て支援事業計画」及び「丹波篠山市こども計画」の着実な遂行

P5(2) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

- ・令和8年度から開始

P36(1) コミュニティ・スクールの推進

- ・令和8年度からは各協議会に「地域学校協働活動推進員」を順次配置

P43(6) 教職員の勤務時間適正化及び業務の効率化の推進

- ・業務量管理・健康確保措置実施計画の策定

P47(1) 「第2次丹波篠山市立図書館ビジョン」による図書館運営

- ・高齢者施設への出張図書館を実施

P48(2) 図書館資料の収集及び提供

- ・雑誌スポンサー制度を実施

P52(11) 地域映像の収集と活用

- ・地域行事や記録映像の制作を担う地域映像ボランティアを育成するため、「地域映像制作チャレンジ講座(仮)」を開催

P53(14) 丹波篠山市史編さん事業

- ・市史で初となる刊行物、『自然環境編』を令和8年度末に刊行

P58(2) (仮称) 丹波篠山市民展の開催

- ・丹波篠山市民文化祭との併設開催を検討

●完了

P8(10) 篠山チルドレンズミュージアムの管理運営

- ・指定管理者選定

P9(13) 子育ていちばんPR

- ・「丹波篠山市子育て支援アドバイザー」廃止
- ・「親子でワクワクフェスティバル」事業廃止

P23(6) 疫学研究への協力

- ・事業終了

P31(2) 安全安心な通園・通学環境の整備

- ・自転車保険加入交付金の廃止

P 5 1 (9) 多様な公民館活動の充実

- ・「四季の森音楽祭」事業の廃止

P 5 4 (2) 丹波篠山市スポーツ振興官によるスポーツ振興

- ・振興官退職に伴い廃止

2. 策定にかかる今後のスケジュール

- ▼12月18日(木) 12月定例教育委員会に協議事項として素案を提案

※ご意見等については、12月26日(金)までに教育総務課へご連絡ください。

- ▼1月23日(金) 1月定例教育委員会に協議事項として案を提案

- ▼2月12日(木) 2月定例教育委員会に議案として提案(議決後教委内で公表)

- ▼2月16日(月) 弥生会議(第2日)教育方針として説明

- ▼4月21日(火) 市広報紙に「教育方針」を掲載
市広報紙に「丹波篠山の教育(概要版)」を挟込(全戸配布)

1. 学校選択制（中学校）とは

中学校へ進学するときに、入学する学校を選ぶことのできるのが学校選択制です。
指定する2つの中学校から入学する中学校を選ぶことができます。

2. 学校の選択ができる校区は

岡野小学校は、篠山中学校 または 西紀中学校
大山小学校は、西紀中学校 または 丹南中学校
城南小学校は、篠山中学校 または 丹南中学校
古市小学校は、丹南中学校 または 今田中学校

3. 対象となる児童は

学校選択制（中学校）を実施する小学校区に在住または、転入予定の「小学校6年生」が対象となります。

4. 希望する学校の情報は

- ① 「学校案内」を参考にしてください。
- ② ①の案内中の見学可能な学校行事等の機会を活用してください。
なお、学校行事以外で見学を希望される場合は、直接学校へお問い合わせください。
※学校行事については年度当初の予定のため、変更となる場合もありますので
ご了承ください。

5. 選択の手続は

- ① 対象となる児童の保護者宛に、9月初めに各小学校を通じて入学希望中学校申込書をお渡しいたします。9月15日（休日の場合は次の平日）までに、各小学校長まで提出いただきます。
- ② 希望校の変更をされる場合は、10月1日から11月15日（休日の場合は次の平日）までの間に入学希望中学校変更申込書を各小学校長まで提出してください。
- ③ 1月末頃に入学通知書を教育委員会から保護者宛に発送いたします。

お願い

- ◇ 中学校を選ぶ際には、通学の安全、通学距離も含めて選択してください。
- ◇ 選択した中学校に3年間就学することを原則とします。
- ◇ 11月15日締め切りの入学希望校変更申込書の提出をもって、希望校の最終決定となります。
- ◇ 国立・私立中学校に入学を予定されている場合でも9月の入学希望中学校申込書（希望する学校を記載）を提出していただきます。
- ◇ 該当する小学校区から転出されるご予定がある場合は、個別に相談に応じますので、在校の小学校へ申し出て下さい。

放射性医薬品製造施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書（案）

丹波篠山市（以下「甲」という。）と日本チバガイギー株式会社篠山工場（以下「乙」という。）は、乙の工場敷地内の放射性医薬品の製造及び保管、放射性医薬品の原料となる放射性物質及び放射性廃棄物の保管に供する施設（以下、「放射性医薬品製造施設」という。）周辺の安全を確保し、もって住民の健康を保護するとともに地域の生活環境を保全することを目的として、次のとおり協定を締結する。

（安全確保の責務）

- 第1条 甲及び乙は、放射性医薬品製造施設周辺の安全確保が全てに優先するものであることを確認し、この協定を誠実に履行するものとする。
- 2 乙は、放射性医薬品製造施設周辺の安全を確保する責務を有することを確認し、関係諸法令等の遵守はもとより、放射性医薬品製造施設の使用に万全の措置を講ずるものとする。

（放射性物質等の保管管理）

- 第2条 乙は、放射性物質、放射性医薬品及び放射性廃棄物（以下、「放射性物質等」という。）の保管及び管理にあたっては、法令等に定めるところによるほか更に安全確保に必要な措置を講ずるものとする。

（公害の防止）

- 第3条 乙は、その放射性医薬品の製造に関する事業活動に伴って生ずるおそれのある大気の汚染、水質の汚濁等の公害を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

（新增設等に対する事前説明）

- 第4条 乙は、放射性医薬品製造施設及びこれと密接な関連を有する施設を新設し、増設し、変更し、又はこれらに係る用地の取得をしようとするときは、事前に甲及び別に定める自治会（以下、「関係自治会」という。）にその旨を説明するものとする。

（監視体制の強化）

- 第5条 乙は、放射性物質等の保管について監視体制の充実強化を図り、積極的に監視測定を行うとともに、その結果を記録し、甲に報告するものとする。

(委託企業等の指導)

第6条 乙は、放射性物質等に関する業務を委託したときは、受託者に対し、安全管理上の教育訓練を徹底するとともに、指導監督を十分に行い、受託者の事業活動に起因して安全が損なわれないよう措置するものとする。

(防災対策)

第7条 乙は、防災体制の充実強化を図るとともに、関係自治会等における別に定める防災対策に積極的に協力するものとする。

(自主規制)

第8条 乙は、事業活動に伴い生ずるおそれのある災害を防止するため緊急の必要があるときは、放射性医薬品製造施設の全部又は一部の使用の停止等必要な措置を講ずるものとする。

(安全上の措置)

第9条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に対し放射性医薬品製造施設の使用の停止、管理等の方法の改善、安全対策の強化等安全確保のための措置を求めることができる。

(1) 第11条第1項に規定する立入調査の結果、地域の安全対策上特別の措置を講ずる必要があると認められるとき。

(2) 乙の事業活動に伴い生ずるおそれのある災害を防止するため緊急の必要があると認められるとき。

2 乙は、第1項の求めがあったときは、誠意をもって必要な措置を講ずるとともに、その講じた措置について甲に報告するものとする。ただし、放射性医薬品製造施設の全部又は一部の使用の停止等については、関係法令の規定により措置するものとする。

3 乙は、第1項の求めにより使用を停止した放射性医薬品製造施設について、使用を再開しようとするときは、事前に甲と協議するものとする。

(損害の補償)

第10条 乙は、放射性医薬品製造施設の使用に起因して地域住民に損害を与えた場合は、誠意をもって補償するものとする。

(立入調査等)

第11条 甲は、放射性医薬品製造施設周辺の安全を確保するため必要と認めるときは、乙に対し報告を求め、又は次の各号に掲げる職員等に乙の施設に立ち入り、

必要な調査をさせることができる。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に掲げる一般職の職員
 - (2) 地方公務員法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる特別職の職員
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認める者
- 2 乙は、第1項の立入調査に協力するものとする。

（保安関係の規程の遵守）

第12条 第11条の規定により乙の施設に立ち入る者及びその同行者は、安全確保のため、乙の保安関係の規程に従うものとする。

（定期的な報告等）

第13条 乙は、甲に対し、次の各号に掲げる事項について、毎年度当初に報告するものとする。

- (1) 年間主要事業の計画
- (2) 放射線業務従事者に対する教育訓練の実施計画
- (3) 放射線業務従事者の放射線被ばく状況

2 乙は、甲に対し、次の各号に掲げる事項について、四半期ごとに報告するものとする。

- (1) 第5条に規定する監視測定の結果の記録
- (2) 放射性医薬品製造施設の使用の状況
- (3) 放射性物質等の輸送状況
- (4) 放射線業務従事者に対する教育訓練の実施状況

（随時の報告）

第14条 乙は、甲に対し、次の各号に掲げる事項について、その都度速やかに報告するものとする。

- (1) 放射性医薬品製造施設の安全管理に関する基本規定の策定又は改廃をしたとき。
- (2) 放射性医薬品製造施設の新増設等工事を完了したとき。
- (3) 放射性医薬品製造施設を変更しようとするとき。（第4条の規定が適用される場合を除く。）
- (4) 放射性医薬品製造施設の定期検査を実施しようとするとき及び実施したとき。
- (5) 報道機関に対し、特別に広報又は公表をするとき。
- (6) 放射性医薬品製造施設の定期的な評価を実施し、国に報告したとき。
- (7) 放射性医薬品製造施設を廃止したとき。

(8) その他必要な事項

(事故・故障等の連絡等)

第15条 乙は、放射性医薬品製造施設等において、次の各号に掲げる事故・故障等が発生したときは、甲及び関係自治会に対し、その旨を直ちに連絡するとともに、その状況、原因、それに対する措置、環境への影響等について速やかに報告するものとする。

- (1) 放射性物質等が異常に漏えいしたとき。
- (2) 放射線業務従事者等について、別に定める線量を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。
- (3) 放射性医薬品製造施設に重大な故障があったとき。
- (4) 工場敷地内において火災があったとき。
- (5) 放射性物質等の輸送中に事故があったとき。
- (6) 放射性物質等の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (7) 前各号のほか、放射性医薬品製造施設に関し人の障害（放射線障害以外の障害であって別に定めるものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げる事故・故障等に相当する事態があったとき。

2 乙は、前項各号に掲げる事故・故障等が発生した場合以外の場合であっても、連絡及び報告の必要があると判断したときは、甲に対し、必要な事項について、直ちに連絡するとともに、速やかに報告をするものとする。

3 前2項に規定する連絡及び報告のほか、甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、必要と認める事項について連絡及び報告を求めることができる。この場合において、乙は、甲に対し、必要な事項について直ちに連絡するとともに、報告を求められた事項その他必要な事項について、速やかに報告するものとする。

(関係自治会との協議)

第16条 甲及び関係自治会は、前項の報告について協議すべき事項が生じた場合は、乙に対し、協議を求めることができるものとし、乙はこれに誠実に応じるものとする。

(諸調査への協力)

第17条 乙は、甲が実施する安全確保対策についての諸調査に協力するものとする。

(細則)

第18条 この協定の施行に必要な細目については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

(協議)

第19条 この協定に定める事項を変更しようとするとき若しくはこの協定に関し疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

兵庫県丹波篠山市北新町41番地

甲 丹波篠山市長 酒井 隆明

乙

放射性医薬品製造施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書における別に定める内容

規定条文	規定内容	別に定める内容
協定第4条	別に定める自治会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 日置自治会 (2) 日置団地自治会 (3) 入組自治会 (4) 西ノ堂自治会 (5) 上宿自治会 (6) 井ノ上自治会 (7) 北嶋自治会 (8) 畑井自治会 (9) 宮ノ前自治会 (10) 畑市自治会 (11) 小中自治会 (12) 辻自治会 (13) 曾地口自治会 (14) 桜ヶ丘自治会 (15) 曾地中自治会 (16) 曾地奥自治会 (17) 野々垣自治会 (18) たかしろ台自治会 (19) 西荘自治会 (20) 八上上自治会
協定第7条	別に定める防災対策	<ul style="list-style-type: none"> (1) 緊急時用通報連絡体制の整備 (2) 緊急時における環境放射線モニタリング (3) 緊急時における警察、消防本部及び消防団等との連携 (4) 緊急時における原子力防災資機材の提供 (5) その他地域の原子力防災対策に必要な事項
協定第15条 第1項第2号	別に定める線量	(1) 放射性医薬品製造施設の故障等により管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときにおいては、当該被ばくに係る

		<p>実効線量が放射線業務従事者について5 ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の ものについて0.5ミリシーベルト</p> <p>(2) 放射線業務従事者について法令に定め る線量限度</p>
協定第15条 第1項第7号	放射線障害以外 の障害であって 別に定めるもの	<p>(1) 入院治療を必要としないもの。</p> <p>(2) RI法適用施設において発生したも の。</p>